

令和2年第6回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和2年10月16日（金曜日）

出席委員（6名）

委員長	実川圭子君	副委員長	木戸岡秀彦君
委員	上林真佐恵君	委員	中村庄一郎君
委員	森田博之君	委員	大川元君

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員（6名）

子育て支援部長	吉沢寿子君	学校教育部長	田村美砂君
学校教育部参事	佐藤洋士君	学校教育部副参事	富田和己君
子育て支援課長	新海隆弘君	青少年課長	石川博隆君

会議に付した案件

（1）所管事務調査

「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて

午前 9時30分 開議

○委員長（実川圭子君） ただいまから令和2年第6回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、3密を避け、広い空間を取る必要がございますことから、本日もこの全員協議会室において御協議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（実川圭子君） 所管事務調査、「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて、本件を議題に供します。

本件につきましては、前回の委員会において地域での子育て支援等に係る新型コロナウイルス感染症に伴う影響及び新しい生活様式等について、担当部署から説明をいただくことになっておりました。

本日は、まずコミュニティ・スクールについて担当部署からの説明及び質疑等を行い、次に地域子ども・子育て支援事業の中から子育てひろば事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について担当部署からの説明及び質疑等を行うことといたします。

それでは、まず初めにコミュニティ・スクールについて説明を求めます。

○学校教育部長（田村美砂君） コミュニティ・スクールについての説明に当たりまして、資料を配付させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長において、よろしくお取り計らいのほどお願いたします。

○委員長（実川圭子君） ただいま学校教育部長より申出がありました資料の配付については、委員長においてこれを許可いたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午前 9時31分 休憩

午前 9時32分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、改めて説明を求めます。

○学校教育部副参事（富田和己君） それでは、コミュニティ・スクールについて説明させていただきます。

まず初めに、コミュニティ・スクールとはということで説明をさせていただきます。

配付しました資料を御覧ください。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校であります。学校運営協議会の委員であります保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある学校であります。

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みであります。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことが期待できます。

次に、東大和市におけるコミュニティ・スクールの現状について説明をいたします。

東大和市におけるコミュニティ・スクールの現状についてであります。平成30年度に第五中学校、第七小学校、第九小学校が、コミュニティ・スクールとして開設され、令和2年度から、第四中学校、第八小学校、

第十小学校が開設されております。また、第二次東大和市学校教育振興基本計画において、2023年度（令和5年度）までの指標として、全ての学校においてコミュニティ・スクールを実施することを掲げております。

4月、5月の緊急事態宣言に伴う臨時休業や新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各学校とも年度当初の学校運営協議会の開催を見送っていましたが、6月以降、各学校において順次開催し、委嘱状の交付や学校経営方針の説明、学校評価アンケート、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組などについて協議をしております。

また、学校運営協議会における協議のほか、地域学校協働活動として、地域住民や保護者等の参加の下、芝生・花壇整備、図書、学習支援、給食の配膳、登下校の見守りなどの活動を、各学校の実態に応じて行っております。

最後に、コミュニティ・スクールの課題や新型コロナウイルス感染症の影響について説明いたします。

コミュニティ・スクールの課題についてであります。先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の影響により、学校運営協議会を開催する機会が減少しており、コミュニティ・スクールにおける取組を当初の計画どおりに進めることができていない現状がございます。また、外部人材の招聘に困難が生じている場合がございます。

また、今年度よりコミュニティ・スクールを開設した学校においては、教職員への理解啓発や保護者・地域への情報発信、参画意識の向上などに取り組む必要があるとの声を聞いております。さらに、組織的・継続的な体制の構築に向けた地域コーディネーターの育成、小中一貫での連携した取組の実施などに取り組む必要があると認識しております。

以上です。

○委員長（実川圭子君） 説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明に対して質疑、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

○委員（木戸岡秀彦君） 説明、ありがとうございました。

第四中学校学区と第五中学校学区が基本的にはコミュニティ・スクールを開設してるということなんですけども、令和5年以降までに各小中学校ですか、ということなんですけども、四中と五中以外のところの進み具合は、今状況はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） コミュニティ・スクールの指定の進捗状況ということになります。

今、四中学区と第五中学校学区で行っていますが、まず前提条件として、必ずしも中学校区ごとで指定をしていく、推進していくというふうに教育委員会としては捉えておりません。

したがって、地域との関係性やこのコミュニティ・スクールの意図が、その準備ができてきた学校から順次、学校ごとに指定をしていきたいと、そのように考えております。

教育委員会としては、各学校に対して、地域との連携、保護者との連携協力というところで、コミュニティ・スクールを目指した形で準備を進めてくださいということで、各学校が今準備を進めておるところで、また来年度に向けても今、来年度指定ができる学校が今どれくらいあるかっていうところを各学校で見定めている状況にあります。

私からは以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございました。

各学校ごとということなんですけども、今、五中学区と四中学校学区が今進められておりますけども、これは見

学というか、どういう取組をしてるかということで見学というか、そういった視察というか、そういったことは可能なんでしょうか、現状では。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** コミュニティ・スクールのこの学校運営協議会の視察という理解でちょっと御説明をさせていただきたいと思えますけれども、現状といたしまして、今各学校がコロナウイルスの関係で外部の方を招聘したり、あるいは保護者の方の学校参観というところを現状では今控えているという状況にございます。

そのようなことを鑑みた場合には、今このタイミングでっていうのがちょっと現状では厳しいのではないかなってということが考えられます。

今後のコロナウイルスの進捗状況を見据えながら、そういったこともいずれは可能になるものとは思っておりますけれども、ちょっとその進捗状況次第というところで今は考えられるかなと思えます。

以上です。

○**委員（中村庄一郎君）** ありがとうございます。

今のコミュニティ・スクールの状況は今ちょっとお聞きしたとおりかなというふうに思っています。

実は、学校へもちょっと行ってきまして、コミュニティ・スクールのお話を校長、教頭とも含めて、四小のところへちょっと行ってきて、五中学区ということですね、行ってきましたけども。今の状況は、今言われたとおり、コロナ禍におけることで会議が全然進めていないという状況であるということはお伺いをしてあります。

ただ、私が思うには、教育っていうのは僕は時代の先を行かなくちゃいけないと思うんですね。そのときにコロナ禍で会議ができないから会議してないんだって、こういう、どうなんですか、状況はって言ったらこういう言葉が出てきたんですね。これから、我々はまたこれからいろいろ研修もさせてもらうようなこともある、これから国が求めているGIGA構想なんかもそうなんですけども、やはり今リモートなんかで会議もしますよっていう時代でありますので、こういう施策を打ち出して一つ一つ実験的に始めようっていうところが四中学区、五中学区だと思うんですね。そういうところにはどんどんどんどん、やっぱり行政側がどんどん指導して、例えばまあまあ、じゃ学校へ集まなくてもどっかで何人かでどんなふうな形で、とにかく進めてくれるっていう話をしないとですね。

私は本当にこのコロナ禍には、こここのところ、毎日のようにあちこちでちょっといろんな話をしてくるんですけども、市の事業もそうなんですけど、中止、中止はいいですよ。そりゃね、コロナでそれが理由づけみたいになっちゃって、中止は構わない。しょうがないとは思いますが、じゃ、その中においてどういうふうに進めていくかっていうのは、まして教育の部分でありますから、そういうこともやっぱりもっと率先して考えていただいたほうがよろしいかなと思うのがまず1点であります。

それともう一つ、このコミュニティ・スクールっていうことが試験的に、この四中、五中学区で始められた頃もそうなんですけども、ちょっと最近逆行してるようなことが多いみたいな気がするの、校長先生や教頭先生にもお話ししてきましたけども、過去には地域へ率先して校長先生や教頭先生が出てったんですよ。地域のグループや何かにもよく協力してくれたり参加してくれた先生たち、いたんですよ。

五中学区なんかも、うちのほうなんか、豊鹿嶋神社っていうのがありまして、そこのお祭りや何かでも、やっぱり運動クラブの生徒たちがみんな来て、それは顧問の先生たちが率先して、うちからもアプローチかけてます。今でもうちのほうからもおみこしなんかの関係では、小学校だとか中学校の場合、どうぞ参加してく

ださいってということで参加の依頼なんかも出してますよね。それは、学校だけじゃなくて、警察署や消防署になんかも参加の依頼を出してるんですけど。それはもう、消防署でも、各署だって地域とあるべきであるというこの考え方の下に地域からどんどん発信してるんですね。

この間もちょっとそういうのはどうなんですかっていう話もちょっとさせていただいたら、そしたら、今何かそういうような規制みたいなものがあるのかな。あまり地域に出ていくっていうこと自体が、先生方がねというのが。そういうのって、コミュニティ・スクールでここにもある情報提供だとか、この書類の中にも協議を踏まえた上で支援活動って書いてあるのに、自分のほうからは呼びつけてコミュニティ・スクールでって言っても、自分から出ていかないっていうのはどうなのかっていうのが1つあるんですね。

そういう活動をともにしていくっていうことだと思うので、ぜひそういうのを、いや、今事情はよく分かりますよ、学校が大変な事情も。先生方がなかなか時間が取れない、忙しいと。その中で外へ出てくってということはちょっとあれなんだろうと、いろいろあるのかなとは思いますが。

実際に市が設営してある青少年対策委員会とか、そういうところには先生方みんな出てきてはくれてるんですよ、一生懸命。だから、それとはまた違う地域のそういう活動に対しても、もう少し、このコミュニティ・スクールということもこれからの運営のことも考えていくことになる、やっぱり地域へも少し足を運んでもらいたいなど。

地方のいろんな教育委員会的なところの話を見ると、先ほど私がこうやって先生方に出てってもらいたっていう話をしても、今こういうことが形で出てくると、地域の人たちが職員室へみんな気さくに来るんだっていうんですね。そうすると今度は、その気さくに来てくれるのはありがたいんだけど、先ほど話したように、先生方一人一人が今時間にも忙しくて、なかなかそういうのの対応、今度はその対応もしなくちゃいけないので、でもある程度の時間帯はもう、何かこの間もあれだったかな、どっかの学校もあれか何かあったかな、対応できる時間帯っていうのを決めてやってるようですけども、そういうこともあるようなので、またそのところも率先して出てくってというのは難しいかもしれないんですけども、できたら前向きにそういうことも考えていただくと。

あと、今も話したように、やはり学校にお任せしてますよと、よく教育委員会に聞くと、学校単位でお任せしてますよって話もよく聞くんですけども、それもあるけれども、ある程度やっぱり行政側がちょっと支援するっていう体制をもう少しどうなってるのかなっていうのが私なんかも今思っている、その会議なんかもどうなってるのかっていうのは、先ほどの話に戻っちゃいますが、会議自体が進んでないっていうような状況もね、今コロナ禍で確かに分かりますけども、そういうところの対応なんかもどんどんしていただいたほうがよろしいのかなとは思いますが。

これは意見として、よろしく願いいたします。

意見だけど、もしできるとかできないとか、今の状況も、もう一度再度、先ほど木戸岡委員のほうからお話がありましたけど、ちょっともう一度お聞きしたいと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 御意見いただきましてありがとうございます。

まず、会議が確かにできていないというこの状況はあるんですけども、学校運営協議会、それからコミュニティ・スクールではない学校の学校運営連絡協議会もそうなんです、それぞれの学校の委員の皆様に対しては、コロナ禍ではあっても学校運営協議会の書面会議ですとか、そういった情報提供をし、また御意見もそういった書面等で受け付けるような働きかけは積極的にやってほしいということで、学校のほうには指導を、

これまでも、この4月以降もしてきたところではあります。

したがいまして、確かに集合での会議はできておりませんが、学校として必要な委員への働きかけは最低限のところはできてるのではないかなというふうに思います。

ただ、今後例えばリモート会議のお話ですとか、やっぱりそういった部分というのは今後学校自体も大きく変革していく時期ですので、当然必要になってくるタイミングではあるのかなと、そこは考えております。

こういった形で、現実問題としては学校にそういったやれる環境整備が十分整っていないという現状もあるので、今日明日今すぐにといいことではないんですけども、今後そういったこともきちんとしていけるような環境整備も含めた教育委員会としての支援と、やっぱりこのコミュニティ・スクールは、特に今の四中、五中学区の六校については、やっぱり市としてのパイロット校でありますから、そこは率先して中心的な役割を果たしていただけるように指導も努めてまいりたいというふうには考えてございます。

それから、地域への働きかけ、地域に出ていくというところについてであります。先ほど議員もお話がありましたけれども、コロナ禍ということもあるんですが、それともう個別に、今教員の働き方改革というところが、こちらの要素がやはり大きいかなというふうに思っています。

平成31年3月に教育委員会として働き方改善計画というのを策定いたしました。その中で、地域との役割分担ということも保護者や地域の方に教育委員会からお願いをしてる状況があります。学校としてできることと、地域、保護者ができること、それをある程度というか、できるだけ明確に位置づけながら、学校の教員が少しでも本来業務に集中できるように、ぜひ協力をしていただきたいということでのお願いであります。

そういった中で、今後特にこのコミュニティ・スクールなんかでいえば、学校運営協議会で各学校が、例えばやっぱり地域の、そういった地域に出てきてほしいという声は当然あると思いますから、そのあたりを、じゃどんな形で地域参加ができるのかっていうのも、この協議会の中で話し合いが進んでいくことが私は望ましいであろうと、そんなふう考えております。

そういったところも協議事項の1つとして取り上げながら、この地域との連携協力、一方的な学校からの働きかけだけではなくて、地域からの要望にも応えられるような、そういったやっぱり学校運営協議会づくりに努めていくべきではないかというふうに考えておりますので、そういったことも各学校にまた働きかけをこちらからも率先してしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。

ぜひ、確かに働き方改革、タイムカードの問題だとかいろんなことがあるようなことはお伺いしてます。その中でありてですね、やはり事前に、やっぱりそういうことも把握しておきながら、今後の対策として早め早めに対応していくということがすごく大切かなというふうに思います。

それから、そんなことかな。あと、コロナの関係でなかなか地域へ出てくってということが、これはちょっと難しいかなとは思いますが、やっぱりお互いですから、そのところをうまくコミュニケーション取れるような形でやっていくことが必要かなと。

特にこれから、今後放課後子ども教室の問題なんかもいっぱいありますよね。そういうのなんかも、地域の方々にボランティアとして御協力をいただいている中では、先ほどから言ってるようにコロナ禍の問題とかっていうのは大きく影響してきているんじゃないかなと思うんですね。

ですから、せっかく今までいろんな形で地域と連携してきた形の事業自体が、なかなか難しくなってくると

思うんですね。それはもう事前にできるだけ早めに対応していくような考え方を持たれておかれるとありがたいかなというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

○委員（上林真佐恵君） 説明ありがとうございました。

何点かお伺いしたいんですが、まず、この運営協議会の構成メンバーについて、学校ごとに人数とか若干違うと思うんですけど、保護者が例えば何人とか、そういう規定みたいなのがあれば改めて教えていただきたいのと、あと、現状、大体どういうメンバーになってるのかっていうのを教えていただきたいのと、あと、今青少対というお話もありましたけど、そういう地域の団体ですとか、PTAとかも今あると思うんですけど、目的とか役割とかそれぞれ違う組織ですけれども、そういう組織との連携について具体的な事例があれば、青少対とPTAの関係でいえば、青少対の活動にPTAの人もちょっと入って一緒に何かやったりとかってことが現状あると思うんですけど、そのコミュニティ・スクールってところで、もう当然連携というかされてるかなとは思いますが、具体的な何か事例とかがあれば教えていただきたいというのと、あと、そういう既にある組織との今後どういうふうと一緒にやってくのかみたいな、何かそういうビジョンみたいながあればそれも教えていただきたいのと、あと、平成30年からということで、もう丸2年ぐらい、3年目ぐらいになるんですかね。その中でどういうふうに関わった、教育活動に対してのどういう効果があったというふうに市が認識されてるのか。評価って言うと、ちょっと何か言葉あれですけど、どのように見られてるのかっていうことと、あと、コロナってことで、ちょっと過去にないようなそういうことがあった中で、今後の課題というか、どういうふうに関わっていくのかみたいな、そういうことも改めて課題っていうことがこの間見えてきているのではないかなと思いますので、その辺も教えていただければと思います。

お願いします。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 学校運営協議会の構成等についてということになります。

まず、協議会の委員につきましては、学校職員を除く、要は外からの委員、こちらについては12人以内というふうになっております。具体的な委員の候補者ということでいきますと、規定上は地域住民、保護者、それから対象学校の学校の運営に資する活動を行う者、それから対象学校を卒業した者、その他対象学校に関係を有する者、それから学識経験者、こういった方たちを……まだありました、ごめんなさい。関係行政機関の職員、それからあとは教育委員会が適当であると認める者ということでございます。

協議会の委員としては、先ほど12人とお話ししましたが、12人以外に、あと学校職員も協議会の委員ということになるので、合計では15人以内ということで規定をさせていただいております。

具体的な現在のメンバー、今ちょっと具体的なメンバーの資料がないもので、記憶の中での御答弁をさせていただきたいと思いますが、やはり地域の方、例えばそれこそ青少対であるとか、あと地元の自治会のメンバーですとか、そういった方が地域関係者では入っております。

それから、保護者関係でいきますと、やはりPTA会長であったり、あるいは副会長、あるいは元PTAの関係者、そういった方たち。

それから、学校の運営に資する活動ということになりますと、やっぱり地域でこれまで学校に協力をしてくださっていた方、例えば学校の例えば何とか花ボランティアとか、そういったボランティア活動など、あるいは学校の教育活動、畑を耕すとか、そういったところでこれまで御協力をしてくださったような方も入っているケースがあるかなというふうに思っております。

学識経験者については、今ちょっと正確なところが申し上げられませんが、おおむねそのような方たちが学校運営協議会に入っているというところであります。

組織との連携というところでありますが、実際に特定の組織と連携をした活動というのは、ちょっと私自身今まだ詳細つかめていないところでありますが、今後につきましては、やっぱり例えば行政の組織も含めて図書館や地域公民館、あるいは民間の青少年対ですとか、そういったところとの連携というのは今後可能性としては出てくるのではないかなというところはございます。

今後やっぱりこの学校運営協議会をより充実させていくという視点に立ったときには、まず1つは、前提というか、こちらの心構えという視点で考えますと、この学校運営協議会を入れたことですぐに効果が出るというふうには思っていないというところではございます。

やっぱり地域住民というか、学校運営協議会の委員もそうですし、その周りを取り囲む地域の方、保護者の方にこのコミュニティ・スクールがどうあるべきかというのをやっぱり、大まかなものは国の指針等で示されていますけど、その学校の実態に合った方向性というのは、年をかけて、時間をかけて作り上げていくものであるというふうには考えているので、やはり2年、3年、5年と時間をかけながら熟成をさせていくべきものだろうと。そこがやはりこの学校運営協議会の大きなビジョンというふうには考えられるのではないかなというふうには思います。

したがって、必ずこの方向でなければならないというスタンスではなく、学校ごとにそのコミュニティ・スクール、学校運営協議会自体も特色あるものになっていくべきではないかと、そこが私たちが考えている方向性であります。

コロナ禍の課題というところにつきましては、やはりなかなかやっぱり人が集まる機会がどうしても減ると、ここは大きいかなと思います。コミュニティ・スクール自体は、先ほど副参事のほうからお話をさせていただいたような3つの大きな役割があるわけですが、それ以外にもその外側で学校に対して活動をしてくれる方がたくさんいらっしゃるわけですが、そこもなかなか活動がこれまでのようにはいかない、やはり工夫が必要であるというところでもありますので、今後そういった工夫をこの中でどうやってやってほしいのかというのを検討していく必要が出てくるだろうと、そこは考えております。

効果につきましては、副参事のほうからお話をします。

○学校教育部副参事（富田和己君） コミュニティ・スクールが導入されて、それに基づく効果につきまして御説明いたします。

様々な面で効果があるかと思いますが、それぞれの立場の中で児童・生徒にとりましては、実際に今までの授業や学校の中だけではできない体験活動ですとか、そういうことが充実するということが挙げられます。

続きまして、教職員については、今のような地域人材を生かした授業ができるということがございますし、実際に協力していただくことによって子供と向き合う時間というのも確保できていくという声も聞いております。

また、保護者の方にとっても、コミュニティ・スクールということで地域の方々が学校を見ているということでの地域とのつながり、安心感、全ての方が保護者が地域の方ともつながっているわけではないので、地域の方の顔も見えて安心しますという声もいただいております。

また、地域の方々にとりましても、それぞれの方々の経験を生かすことによりまして、一人一人の生きがいや自己有用感につながる、子供たちと関わることの楽しさということについてもお声をいただいております。

コミュニティ・スクールということになりまして、看板というか、その形が掲げられることによりまして、今までは支援する、お手伝いをお願いするということから、子供たちを中心に当事者意識ということで、それぞれが関わることになってという形が見えてまいりました。今後それが継続されることによって、コミュニティ・スクールとしてそれぞれ学校、地域が充実した子供たちへの取組ができるのではないかと考えられます。

以上です。

○委員長（実川圭子君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 2分 休憩

午前10時 6分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

コミュニティ・スクールそのものがこうあるべきってということじゃなくて、学校ごとのやり方を尊重して発展させていくっていう、それは本当すごい大事なことだと思いますので、ぜひ引き続きそういう視点でお願いしたいなと思います。

1点、ちょっと構成メンバーのところ、12人以内ということではいろんな地域の方とか保護者の方とかボランティアの方とかっていうことなんですけど、この内訳っていうか、地域の方、例えば何人とか、保護者何人とか、そういう規定があるのかどうか。学校ごとにバランスを考えてやってらっしゃると思うんですけど、そうした規定があるのかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 構成メンバーの比率等は一切ございませんで、学校ごとに必要な人材を指定をしていくという形になっております。

以上です。

○委員（大川 元君） ありがとうございます。

まず、ちょっと1つお伺いしたいのが、この学校運営協議会の目的が、やはりこの表を見ると、地域の様々な方の意見を聞いて、その意見を反映するという形になってるというふうに私としては考えるんですけども、その1点として、私、消防団のほうに今参加させていただいてまして、九小の子供たちが今度、何か消防団の施設を見学に来るとかいう話とかもあるんで、そういった様々な方の意見を取り入れた上で、子供たちに実際にどういった社会になってるかっていうところをちょっと反映させていくっていうことで、先ほど中村委員も言われましたけども、外部のほうに出て行ける小学校をつくっていくっていう意味において、私も効果あるんじゃないかなと思うんですけども。

芝生刈りボランティアであったりとか花壇整備ボランティアとかにも参加させていただいているんですけども、そこでちょっと私が感じたことは、現場でできれば校長先生の裁量でいろいろと備品であったりとかそういうものをすぐ調達できるっていうところに力を入れたほうがいいんじゃないかなと思うところがちょっと感じることでありまして、例えば今コロナで花壇整備ボランティアとかになってくると、私が思うに、できればディスプレイの使い捨ての手袋であったりとか、そういったものを学校側で準備して渡して、花壇整備が終わったら責任持って学校側が回収して廃棄するっていう形であったりとか、そういった参加していただける方のボランティアの方の安全を守るために、必要な備品については校長先生の裁量ですぐさま調達できるようにするとかっていうところが必要になってくるのではないかなと思うんですけども、その点についてど

う考えてるかについてちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) コミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会の指定した学校につきましては、予算上の措置を教育委員会として行ってございます。

その中で、大きな額ではございませんが、消耗品費という形で学校に予算をつけさせていただいておりまして、その中で例えば花壇の必要なものでしたり、作業に必要なものっていうのは学校ごとに必要なものを御購入いただいて使っていただくという形で対応している現状でございます。

以上です。

○委員(大川 元君) 分かりました。

そういった意味で、大規模改修に施設が、これから教育費が増大してくるっていうことは私も認識してますので、そんなすごい大きな予算をこういった活動にだけ投じるというわけにはいかないというところは私も認識してますんで、ただ非常に私としてはいい取組だと思いますんで、ただ、やっぱり学校運営協議会に参加してる方の意見を、結局学校側ができる部分のちょっと限界点というところが何かちょっと私が最近ちょっと感じる場所ではあって、他市で進んでいる学校のいろんな設備だったりとか、東大和の部分でちょっと後れてるっていうことがこの学校運営協議会の方から出たとしても、ちょっと東大和には何ていうか、予算に限りがあるんで、それはちょっと実現できないみたいな話も聞いておりますので、無理なことはやっぱり無理だと思いますんで、できる限り私としては運営協議会に参加されてる方の意見が反映して、学校がいい方向で変わっていけばいいかなと思いますんで、よろしくお願ひしたいということで、これは質問じゃなくて要望ですんで、よろしくお願ひします。

○委員(森田博之君) 私、このコミュニティ・スクールっていうのは学校、教育において要じゃないかなというふうに実は思ってます、そもそもこのコミュニティ・スクールって話が上がったのは、学校においていろんな課題が出てくる。そういったものが、例えば職員の働き方改革ですよ。それとか、学力の問題、それから不審者がいるとか、いろんな学校だけでは解決できないところがあるがためにコミュニティ・スクールって形で地域の人も一緒になって子供たちを育てていこうっていうところが発信かと思うんです。

そういうふうな中であって、今学校長が会長になるかと思うんですけど、学校長がどれぐらい認識を持ってるかによって学校、学校で個性が出てきて、どこだけ進むかっていうところが出てくると思うんですけど、学校長の皆さんの認識が今どれぐらいなのかをちょっと聞きたいというのと、あと、それに当たっては課題が把握できていて、なおかつそのためにどうやって進めていくのかっていうことが計画なり方針なりが出されてないと、このコミュニティ・スクールっていうのは進まないと思ってるんです。

でも、そういった現状を、それに加えて、学校の人はコミュニティ・スクールをよく分かってるかもしれませんが、地域の人がこのコミュニティ・スクールっていうのを聞いてぴんとくる人がほとんど僕はいないというふうに感じます。なので、その辺の広報というか、その認識はどれぐらいのレベルになっているのか。

今3点かな。校長先生の認識と経営計画みたいのがあるのかどうかということと、市民レベルでの認識のレベルはどれぐらいなのか。主観で結構なんで、教えてもらえればなと思います。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 御質疑いただきました内容についてお答えしたいと思いますが、まず、確かに学校だけで解決できない問題をコミュニティ・スクールを活用することで解決できるようになる視点というのは複数あるのではないかなというのは、教育委員会としても同様に考えております。

そのためにも、議員おっしゃるような校長の認識という部分が極めて重要であるというふうに考えておりま

して、教育委員会としては、校長、それから副校長それぞれにコミュニティ・スクールに、これは令和5年度までに全校配置ということで方針を示しておりますけれども、それに向けて、先ほど申し上げた校長、それから副校長に対しては、研修会を実施しながら、具体的な認識を深めていただけるように努めているところであります。

どれぐらいの認識がそれをもってあるのかというのは、こちらはちょっと私の主観としてもなかなか、校長個々の認識のところまで把握ができていないというのが正直なところでありますが、共通して言えるのは、とにかく5年度までに自分の学校をやらなきゃいけないんだというところの認識は確実に持っていていただいている現状があるのと、それに向けてやはり地域とどう関わっていけばいいのかっていうのを模索している状況にある、そこが学校長の今考えている、全校には共通されている認識ではないかなというふうに考えています。

それに向けて、じゃどういう方針でこれから行くのかっていうところについては、各学校が学校運営協議会ではなくて、学校運営連絡協議会のほうですね、コミュニティ・スクールじゃないほうの協議会ですけども、そちらのほうの委員さんや、それから保護者会などを通じて、今後5年度までに自分のそれぞれの学校がコミュニティ・スクールに生まれ変わっていく、新たに取り組んでいきますっていう方針については説明を、必要な部分についてしているかなというふうに思っています。

ただ、それが具体的に、確かにぴんときていない保護者の方、地域の方もたくさんいると思いますので、その認識度っていうのは決して高いものではないのかなというところはあります。

今後様々な手法を使って、そちらについては私たちが周知に努めていかなければいけない段階に今現在はあるというふうに考えているところです。

以上です。

○委員（森田博之君） コミュニティ・スクールを令和5年度につくるのが目的じゃなくて、その向こうにある子供たちのよりよい環境整備だとか、子育てについて解決していくっていうのが目的なので、そこを浮き彫りにしていかないと、コミュニティ・スクールをつくる目的が令和5年度のところになってしまうと、多分つくっても意味がなくなっちゃうんじゃないかと思うんです。なので、学校学校でいろんな課題があると思うので、そちらをどういうふうに解決していくかっていうところから始めていく、もしくは地域住民等にアピールしていくっていう、そういうところを重視して進めてもらえたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（実川圭子君） ほかに御意見ありますか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） ほかに御意見等がなければ、コミュニティ・スクールについてはこれで終了いたします。

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時20分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子育てひろば事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について説明を求めます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） それでは、私からこの2つの事業につきまして、まず概略を少しお話をさせていただきます。

地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）につきましては、現在民間保育園3園、児童館6館を第二種社会福祉事業として届け出し、子育てひろば事業を実施しております。

また、子ども家庭支援センターの交流スペースにおいても、かるがもひろばとして同様の事業を行っております。

次に、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）につきましては、東大和市社会福祉協議会が実施してきたさわやかサービスに新たな機能を加え拡充し、ファミリー・サポート・センター事業として平成31年度より実施しております。

いずれの事業も、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業によりましては活動休止や縮小となったものもございますが、現在は新しい生活様式を踏まえ、感染防止対策の徹底を図りながら、子育て中の皆様に必要とする支援が適切に届くよう、子育て支援施策の推進に取り組んでいるところでございます。

各事業の詳細につきましては担当課長より説明を申し上げますが、説明に当たりまして、資料を御配付させていただきますたく存じます。

委員長におきまして、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（実川圭子君） ただいま子育て支援部長より申出のありました資料の配付については、委員長においてこれを許可いたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、初めに子育てひろば事業について、改めて説明を求めます。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 私からは、子育てひろば事業のうち保育所3園に委託をしております地域子育て支援拠点事業及び子ども家庭支援センターに設置しております交流スペース、かるがもひろばについて説明します。

資料1を御覧ください。

まず、当市の地域子育て支援拠点事業についてですが、身近な地域の子育て家庭の支援を行うため、乳幼児とその保護者が一緒に遊んで過ごせる場を提供しながら子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業として、民間保育園3園及び児童館6館で実施しております。

また、子ども家庭支援センターの交流スペース、通称かるがもひろばにおいても、同様の事業を実施しているところです。

事業内容としましては大きく4つありまして、1つ目が子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、2つ目が子育て等に関する相談及び援助、3つ目が地域の子育て関連情報の提供、4つ目が子育て及び子育て支援に関する講習等の実施となっております。

これまで、大和南保育園が週に3日、れんげ上北台保育園と玉川上水保育園が週4日の頻度で、親子でほっとできる場所、ちょっとした育児相談ができる場所としてひろばを開放し、時には育児講座やサークル活動、手遊び、歌遊び、身体測定などの活動も取り入れて事業を行ってきました。

現在は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各園の考えにより運営内容等を変更しております。

新型コロナウイルス感染症の影響及び対応につきましては、4月の緊急事態発出前後から民間保育園3園全てでひろば事業が休止となりました。現在は実施園3園のうち1園が子育てひろばの活動を休止し、残りの2園もひろばの利用に定員を設定し、事前予約により残りの2園は受入れを行っております。

なお、各園が発行している子育て通信については、ひろばの休止中も含め、3園全てが毎月発行を継続しております。子育て通信につきましては、配付しました資料3として民間3園の10月号を配付したもので、御参照ください。

実施しております2園においては、入室前の体温測定、手洗い、保護者のマスク着用、手指消毒を徹底し、小まめな換気を行っております。遊具の管理についても、これまで以上に配慮し、洗えるものは水洗いをし、遊具の量を調整し入れ替えているとの報告を受けています。

また、絵本の読み聞かせやベビーマッサージといった外部の方をお願いしていた活動や講座等は、現在休止をしている状態でございます。

資料3の一番最後にあります子ども家庭支援センターかるがものリーフレットを御覧ください。

子ども家庭支援センターのかるがもひろばにつきましては、2月末から、イベント及び出張かるがもひろばを中止しましたが、子育てに行き詰まった保護者が足を運べる場所として、かるがもひろばそのものにつきましては、室内の消毒作業を徹底し、緊急事態宣言発出までは開放しておりました。

外出を控え自粛生活をする中で、ひろばを利用する方は多くはなかったのですが、実際にひろばを利用していなくても、ひろばが開いているという話を聞くだけで安心できるという保護者の方の声もありました。

緊急事態宣言解除発出後は、6月2日より、かるがもひろばのほうも定員を設け再開しております。再開に当たり、利用の際の事前の検温、手指消毒、マスクの着用、発熱等体調不良時の利用自粛などをお願いするとともに、定期的な換気、消毒、あと飛沫防止のシートの設置などの対策を図りました。そのほか、ひろば再開からしばらくの間は、室内遊具の設置を取りやめ、各自遊具を持参していただくなどの感染防止対策も図りました。

現在は、出張かるがもひろばも再開していますが、密を避けるため、こちらも定員を設けて実施しております。また、保育所の子育てひろばと同様、絵本の読み聞かせなど外部の方によるイベントは休止となっております。

子育てひろばが再開し、休止中は子供と出かけることができなくてストレスがたまっていたという声や、安心して遊ぶことができる場所があることがうれしいといった声が保護者の方から各実施園にあったと聞いております。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の収束が見込めない中ではありますが、定員の設定や事前予約制といった内容の見直し、感染防止対策等を行い、新しい生活様式の中で、安心して子育てができる1つの場所として引き続き事業を行っていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○青少年課長（石川博隆君） 続きまして、児童館で実施しております地域子育て支援拠点事業としての子育て

ひろば事業の取組について、資料の2を参考にしながら御説明をいたします。

まず、経緯についてでございますが、国におきましては、児童館の運営や活動が地域の期待に応じるための基本事項を示し、望ましい方向を示すものとして児童館ガイドラインというものを平成23年3月に策定しておりますが、その後、昨今の子どもをめぐる福祉的な課題への対応や子育て支援に対する児童館の持つ機能への期待感を踏まえまして、平成30年10月に改正を行っております。

この改正の主なポイントとしましては、児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性としまして、1つ目としまして拠点性、2つ目に多機能性、3つ目として地域性と、この3点が示されております。

東大和市におきましても、この改正された児童館ガイドラインの趣旨に沿った児童館の運営に努めているところでございます。

また、子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点というものが示されております。

また、このほか児童館の職員に対し配慮を必要とする子どもへの対応としまして、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応が示されております。

これらに加えまして、子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等の内容が追加されたところでございます。

東大和市におきましては、多様な子育て支援に関する施設である児童館で実施しています乳幼児向けの子育て支援事業のこれまでの取組が児童福祉法に定める地域子育て支援拠点事業に該当しているということになりますものですから、同法の規定に基づきまして平成31年1月1日付で事業開始届を東京都に提出しまして、正式に地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）連携型という形でスタートしたところでございます。

これらを踏まえまして、平成31年度からの東大和市児童館の事業目標におきましては、乳幼児とその親を対象にした子育て支援として地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てひろばとしての環境整備に努めるというふうな形にしております。

次に、現在の実施状況と課題についてでございますが、市内の6つの児童館で実施している子育てひろばでございますが、こちら乳幼児とその保護者同士で自由に遊んだり、友達づくりをしたり、交流を深めながら過ごすことができ、子育てについて情報交換できる場所というふうな形になってございます。

主に小学校児童が学校に通う時間帯の午前中を中心に受入れを行っておりまして、親子で参加できる行事というものを各館で趣向を凝らしながら、月に1回から2回程度実施しているところでございます。

御利用の際には、児童館利用登録届に御記入の上、登録を行った上で、幼児室や専用スペースで自由に遊んでいただいております。

なお、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして、令和2年2月29日から6月30日の間、市内の全ての児童館は臨時休館という形にしておりました。それから、感染拡大防止のための新しいルールとしまして、来館する児童・保護者に対しましては、来館前の検温・体調の確認、それからマスクの持参と手洗いの徹底をお願いして、併せて受入れの児童館側では、いわゆる3つの密、密閉、密集、密接を避けるために来館者の人数の制限、滞在時間をおよそ1時間とする時間の制限、それから定期的な館内消毒等の対策を徹底するということとしまして、7月1日から開館を再開しているところでございます。

子育てひろばに関連する児童館の取組で共通するものに親子サークルというものがございます。これは、親子同士と一緒に活動内容を考えながら、親子で楽しく遊んだり、友達づくりをするものでございます。対象を1歳児、それから2歳児というふうな形で年齢を分けまして、それぞれ10組ほどの乳幼児親子を市報、市公式

ホームページで事前に募集を行っております。おおむね6組以上の親子が集まりましたらサークルとして成立して、月に二、三回、3月末まで一緒に活動するというものでございます。

例年は、4月に参加者の募集を行うところなんですけれども、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を鑑みまして、例年より遅く、9月に募集を行っております。

6館のうち4館のほうでサークルが成立し、活動を開始したところでございます。2館は、ちょっと申込みが少なく成立がいたしませんでしたけれども、申し込まれた親御さんに対しましては、近くの児童館の親子サークルを御紹介しているところでございます。

サークルが成立した4館におきましては、検温、マスクの着用、密の回避等、感染予防対策を十分に行い、参加する乳幼児親子の安全を確保しながら実施しております。

今回資料2としてお配りした資料でございますが、こちらは各児童館で毎月発行しております、じどうかんだよりでございます。じどうかんだよりは、児童向けの行事案内とともに、親子サークルのほか、乳幼児向けの様々な催しの案内についても、かわいいイラストをあしらって保護者の方の目に留まってもらうよう各館、毎号工夫を凝らして作成をしているところでございます。

「ちびっこ広場」とか「おもちゃの広場」ですかね、そういったタイトルは館によってそれぞれ違うんですけども、プレイルームでおもちゃを自由に使って遊んでもらう催しですとか、「ベビママ」ですとか「びよびよらんど」ですとか、こういった親子でゆったり遊びながら、同じ子育てしている仲間の日頃気になっていることなどを話し合う催し等を実施しているところでございます。

このほかにも、ハロウィンパーティーやクリスマス会など、季節に合わせた楽しい催物も実施して、好評を博しているところでございます。

ここで、資料2の3枚目を御覧願います。

こちら、平成31年度にかみきただい児童館におきましては、「かみきただい児童館に行ってみよう！」というふうに題しまして、乳幼児親子向けの行事に特化した案内チラシを作成をいたしました。

このように、乳幼児親子が気軽に児童館に足を運んでいただけるよう、様々な工夫を重ねているところでございます。

児童館で実施している子育てひろばにおける課題についてでございますが、親子サークルやそのほかの催物への参加人数が、前の事業であります子育て支援事業で実施していた平成27年度以降、どの館でもおおむねちょっと利用者数減少の傾向が続いているということが認識してございます。

令和2年度の当初は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、6月末までは児童館臨時休館という形になりまして、7月以降の一般来館再開後は、先ほども申し上げたとおり、様々な活動、協力依頼、入場制限、消毒作業、感染拡大防止対策を実施してございますが、乳幼児親子がやっぱり御利用をちょっと敬遠されてる影響もあるかもしれませんが、利用者数が大幅に減少しているところでございます。

このようないわゆるコロナ禍の状況の中、子育てに不安を抱える若い保護者の方々に新しい生活様式に配慮した児童館における子育てひろばの活動を認知してもらって、安心して児童館に訪れてもらえるように、周知方法についてはチラシのほか、市報、市公式ホームページに加えてツイッターなどのSNSの活用等の充実も今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、この地域子育て支援拠点事業の連携型という形でまだスタートしたばかりでございますけれども、受入側の児童館におけます職員の資質向上も課題であるというふうに認識してございます。指導員となっております

会計年度任用職員に対しましては、専門研修への参加等、研修を充実させまして、館内での保護者の活動を距離を置いて見守るというだけじゃなくて、子育てに関する様々な不安や悩みを直接聞いてあげるなどして、不安の解消に少しでもお役に立てるようになっていたり、子育てのヒントとなるような適切なアドバイスができたりするような、これまで以上に保護者に寄り添いながら、より積極的に関与していけるようにしていきたいというふうを考えているところでございます。

私のほうから説明は以上です。

○委員長（実川圭子君） 子育てひろば事業の説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時47分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について説明を求めます。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 続きまして、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について説明をします。

資料の4を御覧ください。

東大和市社会福祉協議会がこれまで実施してきた、さわやかサービスに新たな機能を加え拡充し、ファミリー・サポート・センター事業として平成31年度より実施しています。

これまでの会員相互の援助活動事業に新たに子育て支援関連施設等との連絡調整やひとり親家庭等への利用支援、あと見守り対象に子どもを含めた東大和市子ども・高齢者見守りネットワーク～大きな和～としての運営を加え、子どもの安全や児童虐待の早期発見・未然防止を図っております。

なお、東大和市子ども・高齢者見守りネットワーク～大きな和～は、令和2年10月現在68団体の事業者と協定を締結しており、地域の子どもと高齢者が安全・安心に暮らすために協力機関向けのチラシを作成し、周知に努めているところでございます。

チラシについては、資料4のカラーのチラシがそれに当たります。

ファミリー・サポート・センター事業の活動の中心である会員相互の援助活動事業について、平成31年度の実績で見ますと、協力会員の登録者数は51人、利用会員の登録者数は子育て支援が38人、高齢者等支援が105人となっており、活動件数としては、子育て支援が251件、高齢者等支援が2,588件となっております。

援助活動事業につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大が危惧される中、高齢者等支援の利用会員の方には活動自粛を依頼し、生命の維持に関わる活動のみ実施してまいりました。

子育て支援の利用会員の方につきましては、必ずしも御希望どおりのサービスが受けられるとは限らないという前提ではありましたが、支援を真に必要とする子育て家庭が困窮してしまわないように事業を継続してきました。

在宅勤務の方が増えたことで、5月はキャンセルが相次ぎ、活動件数が1件となりましたが、その後は新型コロナウイルス感染症の感染を危惧して、前年と比べて利用者が減るということは特に見られず、むしろ産前産後の支援を求める人などで、前年度の同時期よりも活動件数は増えているのが現状です。

活動に当たり、協力会員の方には、活動者全員に殺菌効果のあるハンドソープとディスポグローブを配付し、

さらに通院同行のある方にはマスクを配付し、サービスの提供に従事していただいております。

そのほか、通常は利用した月の翌月月末が利用料納期の期日であるところを、納入期日を一月延長し、職員の訪問による集金や窓口に来所しての支払いを制限し、可能な限り金融機関での入金を案内することで感染拡大防止の対策を図っております。

新しい生活様式の取り組み方としましては、利用会員、協力会員ともに活動前の体温測定、活動中の換気とマスクの着用、手指消毒を依頼しています。消毒液のない方には配付も行っております。

今後活動に入る前にお互いが双方で確認するためのチェックシートの導入も予定しております。

また、相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催については、令和2年2月及び5月の予定していた開催は中止となりましたが、8月には入室前検温、手指消毒、マスク着用、人と人との距離に配慮した座席の設定を徹底し、実施しております。

ファミリー・サポート・センター事業の協力会員は、平成30年度の66人と比べ、平成31年度は51人と15人の減となっています。さらに、年齢別に協力会員数を見ると、51人中、70歳台が24人、60歳台が13人となっており、60歳から79歳までの協力員が全体の約73%を占めている現状です。

新型コロナウイルス感染症は、高齢者や基礎的疾患のある方が重症化しやすいことを踏まえると、現状のままでは今後サービスの提供を継続することが難しい状況となる可能性もあります。これまでの会員相互の援助活動事業だけでは必要な支援を行うことが難しい場合もあるかもしれませんが、ファミリー・サポート・センター事業として新たに加わった子育て支援関連施設等との連絡調整としての役割を、ファミリー・サポート・センター事業が機能することで援助を必要としている子育て世帯が円滑に他の支援につながるといった効果も期待できるのではないかと考えております。

市としましては、社会福祉協議会と連携を図り、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を図りながら、引き続き子育て支援施策に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（実川圭子君） それでは、ただいま説明がありました2事業に対して質疑、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

○委員（森田博之君） 子育て支援事業のほうですね。

このコロナで閉鎖していたりとか事業ができてなかった期間があるということですが、その間、お母さん方とか悩みが当然いろいろあったりとかして、ふだんであれば相談できる場所があって、足を向けたと思うんですけど、この期間は何か会えないかもしれないけども、電話窓口があったりとか相談があったりとかできる体制とか、そのようなものはどうだったのかということと、もしあったのならば、どんなような要望とか相談があったのか、教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 施設が利用できない時期に関しましても、電話による子育てに関する相談は随時受け付けておりましたので、それは新型コロナウイルスの前のときから同じなんですけれども、継続して電話相談等は受け付けておりました。

内容についての細かい詳細は、今ちょっと手元にございませませんが、子育てのひろばのいつ始まるんですかみたいなど、そういう簡単な問合せのものから通常の育児の悩みというような相談まで広く受け付けておりますので、そのようなものを対応してきたというところでございます。

よろしいでしょうか。

○委員（上林真佐恵君） まず、子育てひろばのところで、すごい重要な事業だと思いますので、今後もぜひ発展させていただきたいと思うんですけど、じどうかんだよりとかの周知のところで、小学校は学校から、このじどうかんだよりもらってきたりとかするので目にするんですけど、例えば保育園とか幼稚園でもこういうのを配ってるのかとか、あとそういうところにまで行ってない、本当に未就学のお子さんには、すごいチラシいいと思う、すごい工夫がされてて行ってみたいと思うので、すてきなものだと思うんですけど、どのようにこのチラシを配られてるのかっていうのをちょっと確認したいのと、あと、今電話相談というお話もあったんですけど、なかなかこういう場所に行くのが大変という、私もそうだったんですけども、行くまでが大変という、子供ぐずったりするともう出かけるのすら大変みたいなこともあって、LINEでの相談、市もLINEの公式のアカウントを最近始めたようんですけど、その例えばLINEとか、LINEに限らず、またSNSなんかを利用して相談が気軽にできるようにするようなことを考えてらっしゃるのかとか。

ちょっとコロナのこともあって、やっぱり今までとは違うそういうアプローチというのにも必要になってくるかなとは思うんですけど、感染対策しながら来てもらうということもすごい重要だと思うし、一方でそういう今までとは違ったアプローチ方法っていうのにも必要になってくるのかなと思うんですけど、その辺何かお考えがあるのかどうかっていうことをお尋ねしたいと思います。

それから、さわやかサービスのところで、子育て支援というところで、手助け、協力会員の方が資格は要りませんということでここに書いてあるんですけど、私は子育て支援のほうも当然資格は必要だと思うんですが、なぜ資格がなくてよいということになったのか、ちょっとその経緯を伺いたいのと、資格はなくても講座っていうのは当然やられるのかなと思うので、その辺りをちょっとお尋ねしたいと思います。

○青少年課長（石川博隆君） 最初のじどうかんだよりの配布についてでございますが、学校のほうにはそのような形で配りしているところでございますが、幼稚園、保育園のほうでは、ちょっとこちらでまだ確認してございませんけれども、そこまではちょっと配布はしていないのかなというふうに思っています。

ただ、あまりこちらのほうも、なかなか各館工夫を凝らしていいデザインというか、なってますので、目にとってもらいたいなというふうなこともありまして、今年新しい取組としまして、ホームページのほうで、今までは文字だけでお知らせしたところが、そこをクリックするとPDFという形で、この表裏でですね、ホームページでも確認できるような、そういうのを11月号から取り組んでみようかというふうなことをちょっと考えていまして、そんな形で周知をさらに徹底していきたいというふうに検討しているところでございます。

以上です。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 続きまして、私のほうからは、相談の関係ということでお答えさせていただきます。

まず、電話の相談につきましては、先ほど子育て支援課長からも別の委員の御質疑の中でもお話をさせていただいておりましたが、子ども家庭支援センターでは、緊急事態宣言中などについても電話相談を受けておりました、また実際には本当に行き詰まって、このまま家にいると子供に自分がもう虐待をしそうだというようなお電話の相談も結構受けてたというふうに聞いておりました、そういう方が本当どうしてもつらくてっていう場合には、もうどうぞ来てくださいということで、実際には少しお子さんと来てねというふうな形で受け入れておりますので、それは電話等あった場合のその状況の中で臨機応変に、表向きは、一応緊急事態宣言中はやらないとはしておりますけれども、個々のケースに応じた対応をきめ細かに行ってきたということでございます。

次に、これからの新しいLINEを使ったりとかSNSを使ったりした相談ということで、委員がおっしゃるように、本当にこれからはコロナ後、アフターコロナなのか、ウィズコロナなのかというところがありますけれども、今までと違うアプローチが求められていくということは、そのように私どもも認識をしているところでございます。

LINE等につきましてのチャットボット形式とかいろいろございますけれども、そういったことをやはり今後市全体で考えていくものであろうと考えておりますので、それは全庁的な中で今後の市全体の様々な業務のデジタル化等を見据えながら、ともにその中で検討していくことかなというふうに考えております。

また、児童虐待に関しましては、東京都がLINEでの相談というのをしておりますので、その部分に関しましては、競合するのはやはり無駄になりますので、東京都のそういったLINEでの相談などの状況なども見据えながら、今後市としてどのような形でやっていくのかというの、全庁的な視点の中で考えてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○子育て支援課長（新海隆弘君） ファミリー・サポート・センター事業の相互援助活動の協力員さんの件なんですけれども、資格の有無というものは特に設けておりませんが、ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たって、相互援助活動は育児の手助けをしたい方、提供していただく会員さんと手助けを受けたい方から成るお互いの育児の手助けをするところの事業でございますので、それに携わる協力員の方にはファミリー・サポート・センター事業として相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催というのは設けております。それが先ほど8月に実施したという講座のことなんですけれども、その中でこの援助活動、主に保育施設までの終わった後のお子様のお預かりですとか送迎のサービスですとか、いろいろそういうことがありますので、お子さんの発達についてとか、お子さんとの関わり方みたいなものとかを講座の中に設けておまして、協力会員の方にはその講座に参加していただいて学んでいただくという機会を設けているところでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） これは要望ですけれども、今のさわやかサービスのところで、やはりお子さん見る、ある程度大きくなった子の送迎のとことかということもあるとは思いますが、例えば産後すぐ、保護者の通院とかで、短い間に赤ちゃん預けて、そこで本当に1時間ぐらい預けたとこで亡くなってしまったっていうふうな事例も他市であって、裁判になったりもしていますので、やっぱりお子さん預かるってところではきちんと資格をお持ちの方について、そういう資格要件を設けて、その方にさらにこのさわやか講座受けていただくっていうような、そういう仕組みにしていきたいというふうに思います。

それから、もう一つ要望で、LINE、東京都もありますけれども、やっぱり東京都って広域ですので、市としてそういうものがあっても、一時的に窓口としてやっぱり助けを求めたいっていうときにすぐにアプローチできるっていうのが大事だと思いますので、市としてもそういう窓口。LINEに限らず、SNSでも、電話もやっぱりつらいというようなことも聞いたことありますので、そういう何らの形でその方が助けを求めやすい環境、幾つもあるといいと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、じどうかんだよりのこの周知について、子育てアプリからも見れるようになってると思うんですけど、例えばそういうところでこういう画像が出てくるとかっていうのもすごくいいと思うんですけど、その辺情報、どういうふうになってるのか、確認をさせていただければと思います。

○青少年課長（石川博隆君） 子育てアプリ、こちらのほうもやはり重要なそういった伝達の手段というふうな形に考えられますので、こういった画像等どこまで載せられるのが可能かどうかというのも含めて、ちょっと検討をしてみたいというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 私は1点、広報についてなんですけど、先ほど上林委員のほうからもありましたけれども、子育てひろばに関しては、作業を私も見させていただいて、かなり子供が生き生きと様々、職員の方も工夫をされている中で、広報は周知されてるのかどうかというのはよく疑問に感じるところがあるんです。

というのは、ここ数年、子育て世代の方が転入された方にいろいろ話を聞くと、こういうことをやってるんですよって話をしますと、なかなか、ああ、こういうのがあればぜひ行ってみたいっていう声をお聞きするんですけども、子育て世代の転入者に関しては、何かこういったものの何か周知とか広報っていうのはされているのか。

あと、また児童館のこのチラシ、様々な工夫はされてるんですけども、できれば、私はこの地域に住んでいていろんなところを見たいっていう親御さんもかなりいらっしやいまして、できれば児童館で一枚で、一覧表になるような形ですぐに見れるのがあれば、ああ、今度はここに行こうとか、そういった部分でも工夫ができるんじゃないかと思うんですけど、現状の広報の仕方、1つは先ほど転入者に関してはどういうふう広報されているのか、分かればお伺いしたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 広報、転入された方へのお知らせ等につきましては、市民課のほうで転入の方に、いつもセットで様々な市の資料なども入れたものをお渡しはしておりますけれども、何分量が多くなるということで、こういった細かいものについては、やはりそこから先はその中のものを見ていただいて、場合によっては希望すればそこに行っていくというふうな形に今全て、全庁的な形でそういうふうになってしまってると思うんですね。

ですから、これからそういった、先ほども出ておりますけれども、子育てアプリであったりとか、そういったデジタルの媒体などを活用して見ていただくというのが特に今若い世代の方は、もう皆さんそういった世代でございますので、そういったものから見ていただいて、興味を持ったら直接現地に来ていただいて、チラシなどを手に取っていただくということになるのかなと思いますので、そういった子育てアプリやホームページ、SNS等、そういったものでどこまでのデータで載せられるかというのもございますけれども、工夫して取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

子育て世代の方はやはりかなりSNSを使うケースが多いですから、先ほど言いました、やっぱり東大和スタイル、様々なことを含めてそういったものをぜひ取り入れていただきたいと要望したいと思います。

以上です。

○委員長（実川圭子君） ほかに御意見ございませんか。

よろしいでしょうか。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。

いろいろ子育てということでは、大変な部署でありまして、いろいろこうやって拝見させていただくと、なかなかこのコロナ禍の中では非常に集合体だの何だのということで、ましてそれぞれの1つの施設の中で活動し

ていかなくちやいけない部分があるようであります。

実は先日、保育園の園長さんとお会いしたときに、いや大変なんですよと、今コロナ禍でね、それでたまたま父兄の方が見送りなんか来たりなんかすると、顔を見ても今人と会えないっていう部分があって、精神的に大分何かね参ってるような人がいっぱいいるんだっていうんですよね。子供たちもそうだっていうことを、そんな話をされてました。

あるときに、子供たちを集めて園庭で遊ばせていたら、近所から苦情が来たんだっていうんですよね。何でもこんなコロナ禍なのに、こうやって子供たちを集めてつくってね、園庭で遊ばせてんだって、こういうふうに言われたっていうんですよね。

確かに、実はこの間、私も孫を見てくれっていうことで、孫を見ているっていうことで、娘と2人で買物になんか行って孫を見てたときにも、まだ2歳でもうわがままで自由に歩きたいもんですから、それを引き留めていましたら、やはり何をしているんだ、うるさいって言われて怒られて、子供を持つてる世代の人たちは、大変ですね、おじいちゃんねなんて言うんですけど、やっぱり経験のない方はね、うるさいって。その後、ああすみませんって言ってたら、後になって、あんた子供いじめてんじゃないかって、今度はそういう態度に出てきてこれちゃったんで、いやいやいやいやと思っただけなんですけども。後で娘にそんな話をしたら、いや、やっぱり経験のない方もいるし、私なんかしょっちゅうそんなこと言われてるよって言うんですよね。

だから、やっぱりなかなかこの辺のところのコロナ禍においては、やっぱりそういうところのいろんな事情もあったりしてストレスを抱えてる親だとかいっぱいいると思うんですよね。やっぱり大変な中でも、ぜひ皆さんには、大変な皆様にはひとつ。

先ほどもそういう話をしたんですけど、前の課の話のときもしたんですけど、やっぱり中止とかやらないっていうことになっちゃうとね、それはそれで一番安心・安全なことであるかもしれないですよ。要するに、基準もないし、このコロナ禍がどこまでっていう話の先が見えない中で、だけど、なかなかやっぱりこういう事業はね、皆さんそれぞれが検討してもらって、やはりできるだけ、密は避けても、できるだけ皆さんのコミュニケーションが取れるようにしていただくのがいいのかなと。

その中でちょっと1つだけ、これはお願いなんですけど、地方へ行きますとね、広い公園みたいなところがあって、何にもないところがあって、そこへ小さいお子さんたちを連れて親子でちょっと下に何かビニールのシートなんか敷きながらでも遊べるようなところが地方へ行くとかたくさんあるんですよ。そういうところへ連れていったりして、それが集合体にはならない程度に皆さん家族で来てこんなことやったりなんかすることがあるんで、ただ大和はなかなかそういうところが見つからないので、できましたらね、例えばこういう園の人たち、月に1度とか二月に一遍ぐらいでも、例えば下貯水池のほうの向こうの公園なんかありますよね。ああいうところでも市のほうで借り上げてね、今週はここを自由に使ってくださいとかっていうようなこともあるといいのかなっていうふうにはちょっと思いました。

もしできればそういうのをね、東京都から借り上げてもらって、そういうところでざっくばらんに遊べるような。管理体制は、安全・安心な管理体制をちょっとしてもらおうよだと思っただけなんですけども、そんなことももし検討していただければなというふうに思いましたので、ぜひよろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（実川圭子君） 御意見でよろしいでしょうか。（中村庄一郎委員「はい」と呼ぶ）

ほかに御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（実川圭子君） ほかに御意見等がなければ、子育てひろば事業及び子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業についてはこれで終了いたします。

本日、委員の皆様からいただきました御意見等につきましては、所管事務調査の報告書に反映させていただきたいと思います。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、続きまして、今後の調査の進め方等について御協議をいただきたいと思います。

所管事務調査につきましては、今度の12月の議会あたりで2年間取り組んできた内容をまとめなどをお示しして、3月の議会で本会議の中で御報告するというようなスケジュールになっております。

その中でもあまり時間もありませんので、これまでいろいろ調査してきた中で、もう少し何か必要があればそういったことも聞きたいというようなことがあれば御意見をいただきたいと思います。ただ、先ほど御質疑の中でもありましたように、コロナの中でなかなか出向いて行って視察をするというようなことは難しいのかなと思います。担当のほうにこのことについて、足りないところについてももう少し聞きたいということがあれば、この後、御意見いただきたいと思います。

何か御意見ございましたら御発言のほうお願いいたします。

○委員（大川 元君） どこの市の担当課っていうのがちょっとあれなんですけど、私が1つ気になってるのは、最近私が住んでます芝中央公園を見てますと、結構休日であったりとか夕方になってくると、学校が終わった子供たちとかボール遊びしたり、高校生とか、こう言っちゃなんですけど集まったりとか、そういうふうな形でされてるんですけど、今ちょっと子育て支援部のほうに言おうかちょっと迷ったところもあったんですけど、若いお母さんとかお父さんとかが子供を連れて公園で遊ぼうとして来ても、結局、ボール遊びしてたりであったりとか、高校生たちが集団でたむろしてるのを見て家に帰って来ちゃうという現象があるんですよね。

今コロナっていう状況があるんで、やっぱり公園に密集するっていうのは感染のリスクも高いですし、先ほど中村委員も言われたように、今地方に行ったらそういったのがうまく分散してリスクも少なく、お母さんたちが集まる場所、子供たちがボール遊びする場所とかっていう形であるとは思いますが、そこら辺がちょっと結局、東大和の現状が今コロナというところで、安全なまちであるのかっていうことについての調査をしたほうがいいんじゃないかなと思うんですよね。

結果的にそれで弱い人間がそこではじかれることによって鬱病になったり、自宅に引きこもりがちになってしまうというところがありますので、そういったことが東大和で起こっていないかということについては、ちょっと今この状況ですので、調査するべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

これは意見ですので、よろしく願いいたします。

○委員長（実川圭子君） ほかに御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

委員長としましては、12月にこれまでの皆さんからの意見を少し報告の形にまとめまして、そこで調査し切れなかったことについては、またそれを見て、そこで課題として上げていただくということもできるかと思えますので、また気づいたことなどありましたら御意見をいただければと思います。

今大川元委員のほうから出されたものにつきましては、正副で少し検討しまして、可能でしたら次回の委員会などで取り組んでいくという形にさせていただきたいと思えます。

ほかに何か御意見ありますでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（実川圭子君） お諮りいたします。

所管事務調査、「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（実川圭子君） これをもって令和2年第6回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前11時20分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 実 川 圭 子